

Q 商品券が届いたら…

使い道は検討中です。リフォームを考えているので、それに使うのもいいかな

3歳の娘と1歳の息子のママ



娘が吹奏楽を始めたので、楽器のお手入れ道具や譜面台を買ってあげたいですね

中学1年生の娘のママ



中学生になった娘の部屋にエアコンを付けて、自分の部屋で勉強できるようにしたいと思います

中学1年生の娘のママ



こういう支援があって本当にありがたいです。絵本やおもちゃなど、子どものために使います

2歳の息子のパパ・ママ



子育て世帯の皆さまへ

市は、新型コロナウイルス感染症の影響で、家計の負担が増えている子育て世帯を支援するため、5万円分の商品券を配布します。商品券は、市内の店舗で8月から使えます。商品券を使ってもらうことで、小売業や飲食業などの市内の事業者の後押しにもつながる、本市独自の取り組みです。

このポスターが目印▶



7月下旬から商品券を発送します

商品券は7月下旬から、対象の世帯に簡易書留で発送します。

対象は、次の①②の全てに当てはまる人のいる世帯です。

① 4～6月分の児童手当を受けている（4月から高校1年生になった子どもがいる場合などは3月分）

② 令和2年5月31日時点で本市に在住
児童手当の所得制限により、子ども1人当たり月額5,000円の特例給付を受けている人は、対象になりません。

公務員などは、申請手続きが必要な場合があります。詳しくは、市ホームページで確認してください。

市内の取扱店で来年7月31日まで使えます

商品券は、1世帯につき5万円分(1,000円券×50枚)で、使用期間は8月1日(土)～来年7月31日(土)です。取扱店は、市ホームページ(右記)で確認できます。

●使用できないもの=図書券・プリペイドカード・ビール券などの換金性の高い商品の購入、税金や公共料金の払い込みなど



(3) 高崎市役所 ☎027-321-1111



0～15歳の子どもがいる3万世帯が対象。取扱店も募集中です

市内で使える5万円分の「子育て応援商品券」を発送

市は、0～15歳の子どもがいる世帯など約3万世帯を対象に、5万円分の商品券を7月下旬から発送します。市内の小売店や飲食店など1,800店以上で使えます。

今回号では、商品券の概要などをお知らせします。また、商品券が使用できる取扱店も募集しています。

問い合わせは、商品券や取扱店については産業政策課（☎321-1255）、対象についてはこども家庭課（☎321-1247）へ。



市ホームページ



申請はお済みですか

特別定額給付金の申請期限は8月25日です

特別定額給付金の申請は、お済みですか。同給付金は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、家計への支援を目的に実施される給付事業です。令和2年4月27日時点で各自治体の住民基本台帳に登録されている人を対象に、1人10万円が給付されます。

市は、5月に市内の全世帯に申請書を発送しました。給付を受けるには、世帯主による申請が必要です。記入した申請書と添付書類を、申請書に同封の返信用封筒に入れて、投かんしてください。申請期限は、8月25日(火)です。

●添付書類=世帯主の本人確認ができる物の写し、世帯主名義の振込先の口座が分かる通帳などの写し

申請書が届いていない人は連絡してください

申請書が届いていない人は、企画調整課へお問い合わせください。次のような人は、申請書が宛先不明で市に返送されている場合があります。

●住民登録の住所と異なる場所に居住している

●引っ越して郵便局などの転送サービスを利用していたが、利用期間が終了している

申請から約2~3週間で振り込まれます

給付金は、申請から約2~3週間で、指定の銀行口座に振り込まれます。振り込みの確認は、通帳に記載することでできます。申請したにもかかわらず、振り込みが確認できない場合は、企画調整課へお問い合わせください。

問い合わせ先

●申請書が届かない人や振り込みに関すること
企画調整課 (☎ 321-1249)
月~金曜日、午前8時30分~午後5時15分

●制度に関すること
総務省特別定額給付金コールセンター
(☎ 0120-260020)
午前9時~午後8時

寄付金の使い道を拡大しました

ふるさと納税で大学生の学びを支援

市は、ふるさと納税の寄付金の使い道に、市内の7つの大学・短期大学が行う学生支援を後押しする項目を新設しました。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、学習面などで困っている学生が学び続けられるよう、大学を通じて支援するためのものです。大学・短期大学ごとに指定して寄付ができます。支援の対象となる大学は、高崎経済大学、上武大学、高崎健康福祉大学、高崎商科大学、群馬パース大学、育英大学・同短期大学、新島学園短期大学の計7校。集まった寄付金は、大学と協議しながら、感染防止対策や修学支援などに活用します。寄付の申し込み方法など詳しくは、市ホームページ(下記)で確認してください。

問い合わせは、企画調整課(☎ 321-1206)へ。



学生の学びの機会を守るために

ふるさと納税って何?

ふるさと納税は、生まれ育った自治体などを応援するため、その自治体に寄付をすることです。2,000円を超える寄付をした場合、所得税や住民税から一定の控除を受けることができます。市外の人で1万円以上の寄付をした人には、高崎産の農畜産物や市内の有名菓子店などの特産品を、返礼品として贈呈しています。

市内のお店で使える子育て応援商品券



部活動の用品にも



学校の制服にも



スイーツのテイクアウトにも

店舗を営む皆さまへ

商品券の取扱店を募集しています

さまざまな業種が参加できます

市内に店舗や事業所のある事業主の皆さんは取扱店として参加できます。登録料や手数料などはかかりません。いろいろな場所で使用できるよう、ぜひ取扱店として参加してください。業種によっては参加できない場合があります。

詳しくは、産業政策課(☎ 321-1255)にお問い合わせください。

- 小売業=食料品、衣料品、日用雑貨、本、文房具、家電、コンビニ、ガソリンスタンド、自転車など
- 飲食業=飲食店、喫茶店、居酒屋など
- サービス業=理・美容、クリーニング、エステ、スポーツクラブ、タクシーなど
- その他=リフォーム、造園、建具、内・外装工事、防水工事、電気工事など

申し込みは郵送かEメールで行えます

申し込みは、市ホームページ(右記)から「取扱店登録申請書」をダウンロードし、記入して、〒370-8501 高崎市役所 産業政策課へ。Eメール(sangyou@city.takasaki.gunma.jp)でも申し込みます。申請書は、市役所13階同課でも配布していま

す。
●複数の店舗がある場合には、店舗ごとに申請してください
●飲食店は飲食営業許可証の写しを申請時に提出してください



取扱店になったら

市から、商品券の取扱店であることをPRするためのポスター、商品券の見本、取扱店証明証、取次金融機関一覧、口座振替依頼書などを発送します。

商品券の換金は、申請時にお知らせする指定の金融機関で手続きしてください。後日、指定の口座に振り

込みます。換金手数料はかかりません。

- 商品券の使用期間=8月1日(土)~来年7月31日(土)
- 商品券の換金期間=8月3日(月)~来年8月31日(火)
- 換金に必要な物=市が発行した取扱店証明証と口座振替依頼書、通帳、使用済みの子育て応援商品券